

自然再生協議会の今後のあり方

令和6年3月15日

第35回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

◆ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の今後のあり方について

① 田村・沖宿・戸崎地区の自然再生事業と本協議会の運営について

- 田村・沖宿・戸崎地区における国土交通省の自然再生事業につきましては、施設整備を完了しモニタリングを継続している状況であり、事業としては令和6年度に完了します。
- 自然再生推進法に基づく本協議会につきましては、霞ヶ浦河川事務所が事務局となり、自然再生地の整備事業費で運営してきました。
(※運営：全国会議の窓口対応、モニタリング調査、環境管理活動、協議会開催 など)
- 事業完了後の令和7年度以降は、国土交通省の予算の確保が困難となるため、霞ヶ浦河川事務所による本協議会の事務局運営が継続できない状況になります。

◆ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の 今後のあり方について

② R7年度以降の本協議会の体制と運営について 方向性に関する協議をお願いします。

* 案1：令和6年度末をもって本協議会を解散する

※解散の可不可や具体的な手続きについて環境省への確認が必要

※解散が認められない場合は、霞ヶ浦河川事務所が事務局を継続し、活動休止とする
→現在、国土交通省が実施しているモニタリング、環境管理活動、協議会運営などを
継続できないため

* 案2：事務局をメンバーに引継いでいただき、 可能な範囲での協議会活動を継続する

※霞ヶ浦河川事務所は協議会員として参加

など

◆ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の 今後のあり方について

③ 今後の自然再生地の利活用について

- 令和7年度以降も、
堤防法面の除草などの通常の堤防と同様の維持管理
につきましては、霞ヶ浦河川事務所が実施します。
- 自然再生事業で整備した施設は自由使用とする予定です。
- ただし、
占有者が不在の場合で安全管理上の問題がある場合には、
立ち入り禁止対策を実施する可能性もあります。